

シ急業ヲ天爲シ兼未カレキ形勢アリレヲ以テ工場主側天形勢非ト見テ未ル十六日改メテ回答シ爲ス可ク發表セシモ職工側ハ尙協議ノ必要アリトシ午後二時工場主ニ對シ表工場ノ日間休業方ヲ申シ出テ之ヲ許容サルト共ニ同直ニ退場シ市内南區難波西由寺町大埋敷大花宿致所ニ集合シ伸鉦工組合本部負村主徳三郎上田松太郎西名天列席シ協議ノ結果此際積極的行動(急業)ニ出スルトキハ却テ不利ヲ招ク事アルハ工場主側ノ主張ニ従ヒ未ル十六日ノ回答ヲ待チツツトニ決シ今午後八時散會セルカ一方工場主側ハ其後考慮ノ結果回答期ヲ繰上ケテ昨十四日正午職工ニ對シ前日答事項申解ノ手當ノ制迄期日ヲ未ル十三年一月末迄ト變更發表シタルニ職工側ニ於テ之ヲ諒トシ美認シタルヲ以テ本件ハ茲ニ一段落ヲ告ケタリ

右及申(通)報候也

別紙 回答文

一 解雇者三名ノ復職ノ事 招(レ) 是外は一昨自聲明した通りノ理由で遺憾なから

二 解雇手當制定ノ事

是れは既に所主に於ても其必要を認め未る大正十三年貳月末日迄に制定全工場一般に實施することとはこれ亦一昨自聲明した通りであり其内容は私の方でも充分研究して店の理齋の許す範囲で諸子と相談したいと思ひます其期限も成るべく早急する積りですか何分決算期々目睫のうちに迫る居ますし十二月は彼是匆忙の月でありますから斯かる重要事項に到底考究することは出来ませんから未着二月末日迄待たれたいのであります

三 手當制度決定の期日迄に犠牲者を生さざる事

これは事か圓滿に解決する以上は今回の解雇者